

令和8年4月24日に執行した預金差押において、介護保険料差押調書、配当計算書及び充当通知書を送付したが、転居先不明または居所不明により返送され、他に住所又は居所が確認できないため、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、当該書類の送付にかえて、次のように公示送達する。

なお、当該書類は飯塚市福祉部介護保険課に保管しているので、申し出があれば、いつでも交付する。

令和8年5月29日

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 送達する書類 令和8年度介護保険料差押調書(謄本)
令和8年度介護保険料配当計算書(謄本)
令和8年度介護保険料充当通知書
- 2 送達者の氏名 松尾 ナミエ(被保険者番号：0002602784)
- 3 注意事項 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。